令和2年度

水 防 計 画 書

福島県小野町

目次

第1 総則 1
1．1 目的 1
1．2 用語の定義 1
2 水防協議会 3
第2 水防組織 4
1 水防本部 4
2 本部組織 5
第3 重要水防区域 7
第4 水防施設 8
1 水防倉庫の資器材備蓄基準 8
2 水防倉庫、備蓄資器材一覧表 9
3 調達可能水防資器材 9
4 輸送 9
5 費用負担と公用負担 10
第5 水位、雨量の観測所 12
1 水位観測所 12
2 危機管理型水位計 12
3 雨量観測所 12
第6 気象情報、水防情報の連絡 13
1 気象台が発表する水防用気象通報 13
2 水防通信連絡 16
3 通報と伝達の系統図 17
第7 水防活動 18
1 水防巡視 18
2 出動及び水防活動 20
3 水防通報及び避難場所 21
4 水防解除 22
5 水防活動の報告 22
第8 水防演習 23
小野町水防協議会委員名簿 24
小野町水防協議会設置条例 25

第1 総則

1.1 目的

この水防計画書は、水防法(昭和24年法律第193号。以下「法」という。)第4条に基づき福島県知事から指定水防団体に指定された小野町が、同法第33条の規定に基づき、小野町の地域にかかる河川、湖沼の洪水等の水防に対処し、その被害を軽減することを目的とする。

1.2 用語の定義

主な水防用語の意義は次のとおりである。

（1）水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第２条第２項)。

（2）指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう(法第４条)。

（3）水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第２条第３項)。

（4）消防機関

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第９条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第２条第４項)。

（5）消防機関の長

消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう（法第２条第５項)。

（6）水防団

水防団は、水防団長及び水防団員をもって組織する。(法第６条)

水防団は、消防団を以ってこれに当てる。(小野町水防団設置条例第４条)

（7）量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第２条第７項、法第 10 条第３項)。

（8）水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認め、水防管理者が指定した団体をいう（法第 36 条及び第 37 条)。

（9）洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通省又は都道府県の機関は、洪水予報河川について、気象庁と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報を行う（法第 10 条第２項、法第 11 条第１項、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 14 条の２第２項及び第３項)。

(10) 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第２条第８項、法第 16 条）。

(11) 水位到達情報

水位到達情報とは、国土交通大臣又は知事が指定した河川（水位周知河川）において、下記の（12）～（15）のあらかじめ定めた水位の到達及び氾濫発生に関する情報のことをいう。

(12) 水防団待機水位（通報水位）

洪水又は高潮のおそれがある場合に、関係者に通報しなければならない水位であり、量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第 12 条第１項に規定される通報水位）をいう。

(13) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう（法第 12 条第２項に規定される警戒水位）。

(14) 避難判断水位（特別警戒水位）

氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう（法第 13 条第１項及び第２項に規定される特別警戒水位）。

(15) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

(16) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(17) 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、河川整備の計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定されるとして国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第 14 条）。

2 水防協議会

水防法第34条第1項の規定に基づき、小野町水防協議会を設置する。

小野町水防協議会の構成は下記のとおりとする。

小野町　・・・町長、副町長、教育長、総務課長、企画政策課長、
　　産業振興課長、地域整備課長
議会　　・・・議長、総務文教常任委員長
行政区　・・・行政区長会会長（自主防災会長代表）
建業会　・・・会長
警察署　・・・田村警察署小野分庁舎所長
消防署　・・・田村消防署小野分署長
福島県　・・・福島県三春土木事務所長
消防団　・・・団長、副団長、訓練分団長

第2　水防組織

1　水防本部

水防法第10条及び気象業務法第14条の2の規定により、気象、洪水等についての水防活動の利用に適合する予報及び警報の通知があったときからその危険が解消されるまでの間、小野町に水防本部を設置し、水防事務を処理するものとする。

(1)設置基準

次のア～ウに該当したとき及び水防本部長が必要であると認めたときに設置する。ただし、注意報又は警報の予報の場合は諸状況を判断の上、水防本部長が特に必要であると認めた場合に限り設置するものとする。

ア　次の気象注意報及び警報が発令されたとき。

注意報：大雨及び洪水の各注意報

警　　報：大雨及び洪水の各警報

イ　水防法第10条による洪水予報が発表されたとき。

ウ　水防法第16条による水防警報が発表されたとき。

(2)事務局

水防本部の事務局は、町民生活課に置くものとする。ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定により、小野町に災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部の組織に入り水防事務を処理する。

(3)水防本部の係員の非常参集

事務分担する係員は、水防本部の事務開始の指令を受けたときは直ちに本部に参集し、水防本部長の指揮を受けるものとする。

2　本部組織

(1)水防本部組織表

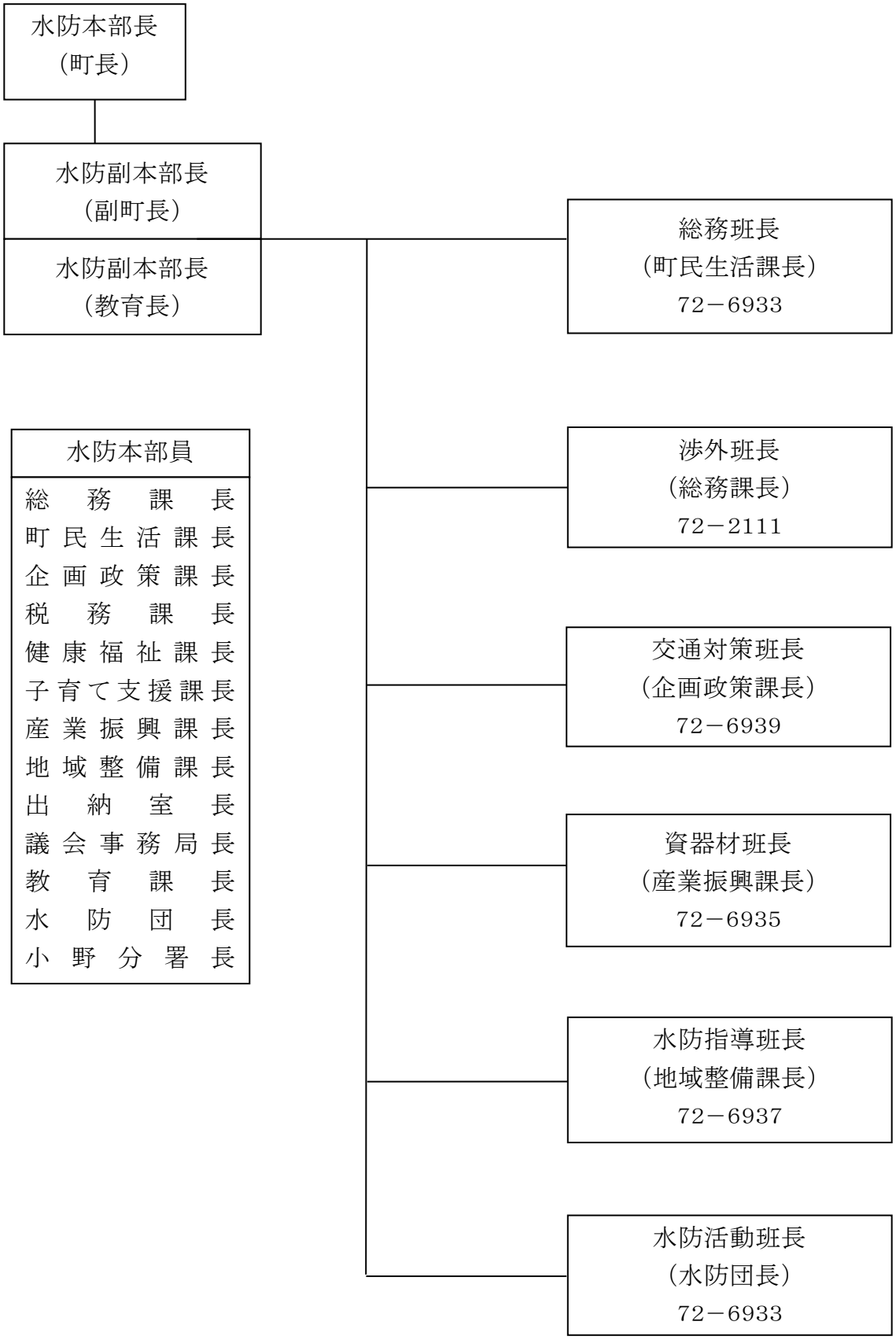

(2)水防事務分掌

本部の事務分掌は、次のとおりとする。

(総務班:町民生活課)

○ 気象情報の受信記録、テレビ・ラジオの情報記録等。

○ 状況の把握及び判定、水防警報、立ち退き指示の立案及び発信その他本部長が特に認めた事項の伝達。

○ 報告事項等の記録取りまとめ及び報告、水防管理団体からの資器材要請事務等。

(渉外班:総務課)

○ 公用負担の指導、現地連絡、公用車の配備、対外的報道関係等。

(交通対策班:企画政策課)

○ 水防時における交通状況の情報収集、車両通行の制限、支障となる車両の移動など水防車両の交通路確保等。

(資器材班:産業振興課)

○ 水防資器材その他必要な資器材の整備調達、搬出、受払及びその事務。

(水防指導班:地域整備課)

○ 水防時における管内の巡視、水防作業の現地指導等。

○ 水防時における河川、道路等の被害情報の収集、雨量及び水位記録の収集及び関係諸機関への報告等。

(水防活動班:水防団)

○ 水防時における管内分団の巡視、水位記録の収集、現地の水防活動等。

第3 重要水防区域

重要水防区域及び水防分団受持ち区域

番号	河川名	消防分団名	重要水防区域				予想される危険概要	被災予想区域
			左右岸の別	位置		延長m		
				大字	字			
1	右支夏井川	第1分団 第2分団	両岸	小野新町 谷津作	品ノ木 小治郎	2，500	溢水	仲町 横町・本町 荒町・中通 平舘・谷津作
2	黒森川	第3分団	両岸	菖蒲谷	仲田 菖蒲作	600	溢水	菖蒲谷

※ 福島県水防計画に準じ、重要水防区域を設定

第4　水防施設

1　水防倉庫の資器材備蓄基準

(1)水防資材取扱要領

ア　資材の仕様に際しては、水防以外の如何なる工事にも使用することを許さないものとする。

イ　資材の受払いについては、帳簿に常に記入しておかなければならない。

(2)水防倉庫

次の基準をもとに、危険区域の実態に即応した必要な器具、資材等を備えておくものとする。

品名・規格		単位	数量	品名・規格		単位	数量
器具	スコップ	丁	20	資材	坑木長0．6～1m（末口5～9㎝）	本	300
	掛矢	〃	5				
	ペンチ	〃	5		ビニール袋又は麻袋	袋	500
	斧	〃	5		ビニールシート又はむしろ	枚	60
	鋸	〃	5		縄	巻	20
	鎌	〃	5		鉄線（＃10）	kg	100

（備考）

1　竹材、モッコ、その他、水防工法上必要な資器材を若干量備蓄しておくこと。

2　低湿地帯で、土のう用土砂の採取不可能な地区については水防管理団体において適当に土砂を備蓄すること。

3　資器材の規格については、実情に応じて変更すること。

2 水防倉庫、備蓄資器材一覧表

水防倉庫名	小野町水防倉庫				
所在地	福島県田村郡小野町大字小野新町字舘廻92番地				
備蓄資器材					
品名	単位	数量	品名	単位	数量
ツルハシ	丁	7	ブルーシート	枚	100
唐くわ	丁	7	トラロープ	巻	28
掛矢	丁	5	坑木	本	300
スコップ	丁	47	鉄線	kg	100
ハンマー	丁	4	ナタ	丁	2
斧	丁	5	とび口	丁	11
ペンチ	丁	5	鋸(ノコ)	丁	10
鎌	丁	10	玉縄	巻	5
土のう袋	枚	4，000	鉄筋坑	本	137
ビニール玉縄	巻	1	水嚢型簡易膨張ダムシステム	本	3

3 調達可能水防資器材

備蓄資器材の使用又は損傷により不足を生じた場合の補充及び緊急時の補給に備えるため、下記の水防資器材取扱業者と予め契約しておくものとする。なお、各団体において状況の急変等により水防本部に要請する時間的余裕が無いときは、各分団長は当該地域の業者等により調達するものとする。この場合はその旨を水防管理者あてに報告するものとする。

【水防資器材取扱業者一覧】

業者名	住所	電話番号
白河屋金物店	大字小野新町字仲町32	72－3004
白石金物店	〃　小野赤沼字金屋51－1	72－3204
先崎ビニール店	〃　谷津作字名馬57－1	72－4456
ヤマタ材木店	〃　谷津作字平舘136－1	72－3733
秋山鉄工所	〃　谷津作字平舘59	72－2852

4 輸送

(1) 水防資器材の輸送のためトラックなどの運搬具を整備し、必要に際して緊急輸送に当たらせるものとする。

(2) 緊急のため運搬車両の不足を生じ、やむを得ない場合は官民を問わずあらゆる輸送機関をこれに優先協力させるものとし、この場合警察署長等に連絡応援を求めるものとする。

5 費用負担と公用負担

(1) 費用負担(水防法41条)

水防管理団体は、その管轄区域の水防に要する費用は、各々当該水防管理団体が負担するものとする。

(2) 公用負担(水防法28条)

水防のため必要あるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。ただし、損失を受けた者に対し、時価により損失を補償しなければならない。

必要な土地の一時使用し、土石、竹林、その他の資器材を使用し、若しくは収容し、車両その他の運搬用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

ア 公用負担権限証明書

水防法第28条により公用負担を命じる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長及び消防機関の長にあってはその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあっては次のような証明書を携行し、必要がある場合は、これを提示するものとする。

(表)

第　　号 公用負担権限証明証 小野町水防団 ○○○○ 上記の者を○○○区域における水防法２８条第１項の権限行使を委任することを証明する。 令和　　年　　月　　日 小野町長

(裏)

水防法 第２８条　水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木、その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。 ２　前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹林その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬機器若しくは排水用機器を使用することができる。 ３　水防管理団体は、前２項の規定により損失を受けた者に対し、時価により損失を補償しなければならない。

イ 公用負担命令票

水防法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として次のような命令票を目的物の所有者又はこれらに準ずるべきものに手渡して、これをなすものとする。

第　　号

公用負担命令票

1　目　的　物　　種類○○○　　数量○○○

2　負担の内容　　使用、収容、処分

令和　　年　　月　　日

○　○　様

小野町長

第5　水位、雨量の観測所

1　水位観測所

水防活動に必要とする量水標　　（単位：m）

番号	河川名	量水標の名称	位置		水防団待機水位(通報水位)	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位
			大字	字			
1	右支夏井川	小野新町水位	小野新町	光明院	1．80	2．60	3．10
2	黒森川	赤沼観測所	小野赤沼	石橋	0．70	1．00	－

2　危機管理型水位計

福島県において、これまで以上にきめ細かく河川の洪水の恐れを早期に把握することを目的に平成30年度より町内河川橋梁6か所に危機管理型水位計を設置している。

番号	設置箇所	所在地	管理機関
1	五百橋	皮籠石字五百成地内	福島県
2	早渡橋	吉野辺字早渡地内	
3	杉内橋	浮金字楽内地内	
4	町屋橋	夏井字夏井地内	
5	小塩橋	塩庭字梅ノ窪地内	
6	辻ノ内橋	上羽出庭字辻ノ内地内	

3　雨量観測所

水防活動に必要とする観測所

番号	管理機関	観測所名	所在地	所管
1	気象庁	小野新町地域気象観測所	小野新町字舘廻92	福島地方気象台
2	福島県	こまちダム管理署 （水防こまちダム）	菖蒲谷字堂田46－21	三春土木事務所
3	福島県	愛宕	小野新町字愛宕1	福島県
4	福島県	矢大臣	湯沢字南矢大臣	福島県

第6　気象情報、水防情報の連絡

1　気象台が発表する水防用気象通報

(1)水防活動の利用に適合する注意報、警報

水防活動の利用に適合する(水防活動用)注意報及び警報の種類及び概要は次のとおりであり、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概　要
水防活動用 気象警報	大雨警報又は 大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある(又は著しく大きい)と予想されたときに発表される。大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように警戒すべき事項が明記される。
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

(2)注意報、警報の発表基準(令和元年5月 27 日現在)

警報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準	16
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	102
	洪水	流域雨量指数基準	右支夏井川流域=16.9 黒森川流域=5.2 十石川流域=7.4 夏井川流域=13.1
		複合基準	―
注意報	大雨	表面雨量指数基準	8
		土壌雨量指数基準	68
	洪水	雨量基準	1時間雨量30mm
		流域雨量指数基準	右支夏井川流域=13.5 黒森川流域=4.1 十石川流域=5.9 夏井川流域=10.4
		複合基準	右支夏井川流域=(8, 10.8) 黒森川流域=(8, 3.3) 十石川流域=(5, 4.5) 夏井川流域=(7, 7.6)
記録的短時間大雨情報		雨量基準	1時間雨量100mm

表面雨量指数:河川に起因しない大雨による重大な浸水害を見逃さないように、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出。この指数値以上が予測される場合に警報又は注意報が発表される。より大きな指数値が予測されるほど、また、大きな指数値が解析されるほど注意・警戒度が高くなる。

土壌雨量指数:降った雨が、どれだけ土中に溜まっているかを数値化したもので、この指数値以上が予測される場合に警報又は注意報が発表される。より大きな指数値が予測されるほど、また、大きな指数値が解析されるほど注意・警戒度が高くなる。

流域雨量指数:河川流域で発生した外水氾濫に起因する重大な浸水害を見逃さないように、対象区域の上流域に降る雨が影響して発生する洪水災害発生の危険性を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km 四方の領域ごとに算出する。例えば、「○○川流域＝10」は、流域雨量指数が 10 以上を意味し、より大きな指数値が予測されるほど、また、大きな指数値が解析されるほど注意・警戒度が高くなる。

複合基準:河川流域で発生した内水氾濫に起因する重大な浸水害を見逃さないように、上流域の降雨と、対象地域の降雨の双方の影響が重なって発生する洪水害を想定して設定。流域雨量指数と雨量の組み合わせにより複合基準を定めている。複合基準は、対象区域の河川の増水や氾濫の危険度を最も適切に判断できる河川について設定しているため、複合基準が設定されていない河川もある。例えば、「○○川流域＝(8, 10)」は、流域雨量指数 8＋表面雨量指数 10 以上を意味し、より大きな指数値が予測されるほど、また、大きな指数値が解析されるほど注意・警戒度が高くなる。

（3）避難準備情報・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）

避難準備情報・高齢者等避難開始	避難勧告や避難指示（緊急）を発令することが予想される場合。 ・いつもでも避難できるよう準備する。 ・避難に準備を要する方（高齢の方、障がいのある方、乳幼児を連れている方等）は避難を開始する。
避難勧告	災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合。 ・避難場所へ避難する。 ・地下空間にいる人は、速やかに安全な場所に避難する。
避難指示（緊急）	災害が発生する等状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合。 ・まだ避難していない場合は、直ちにその場から避難する。 ・外出することでかえって命に危険がおよぶような状況では、自宅内のより安全な場所に避難する。

拘束力【避難準備情報・高齢者等避難開始】＜【避難勧告】＜【避難指示（緊急）】

2 水防通信連絡

(1)水防関係機関連絡表

通報先	局名	電話番号	衛星回線	摘要
県中地方振興局 (県民環境部県民生活課)	郡山 024	(935)1295	80-300-296	
県中建設事務所 (管理課地域保全担当)	〃	(935)1456	80-300-456	
三春土木事務所	三春 0247	(62)3151 ～3152		非(62) 3152、3153
田村警察署小野分庁舎	小野 0247	(72)2121		
田村消防署小野分署	〃	(72)2630		

(2)退庁後水防用務連絡表(庁内)

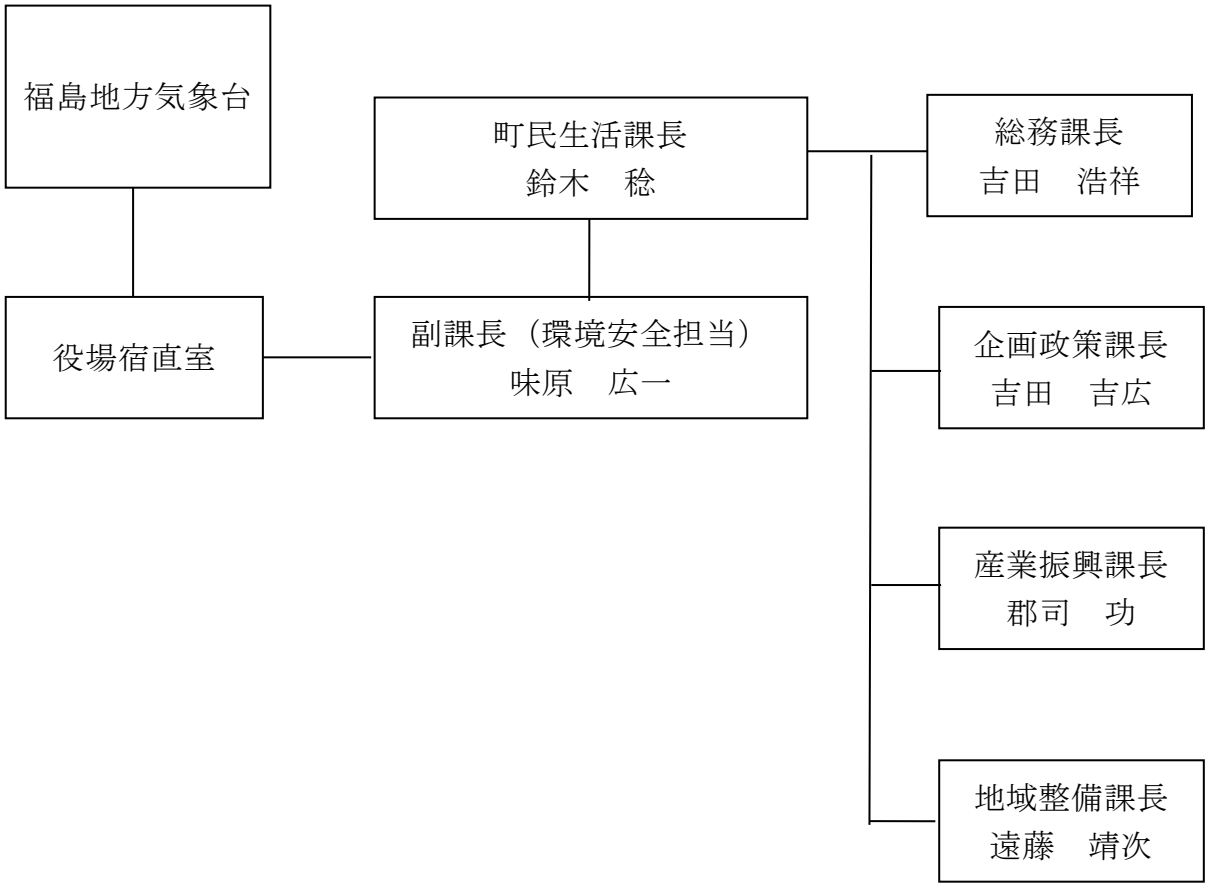

3　通報と伝達の系統図

水防情報伝達系統図

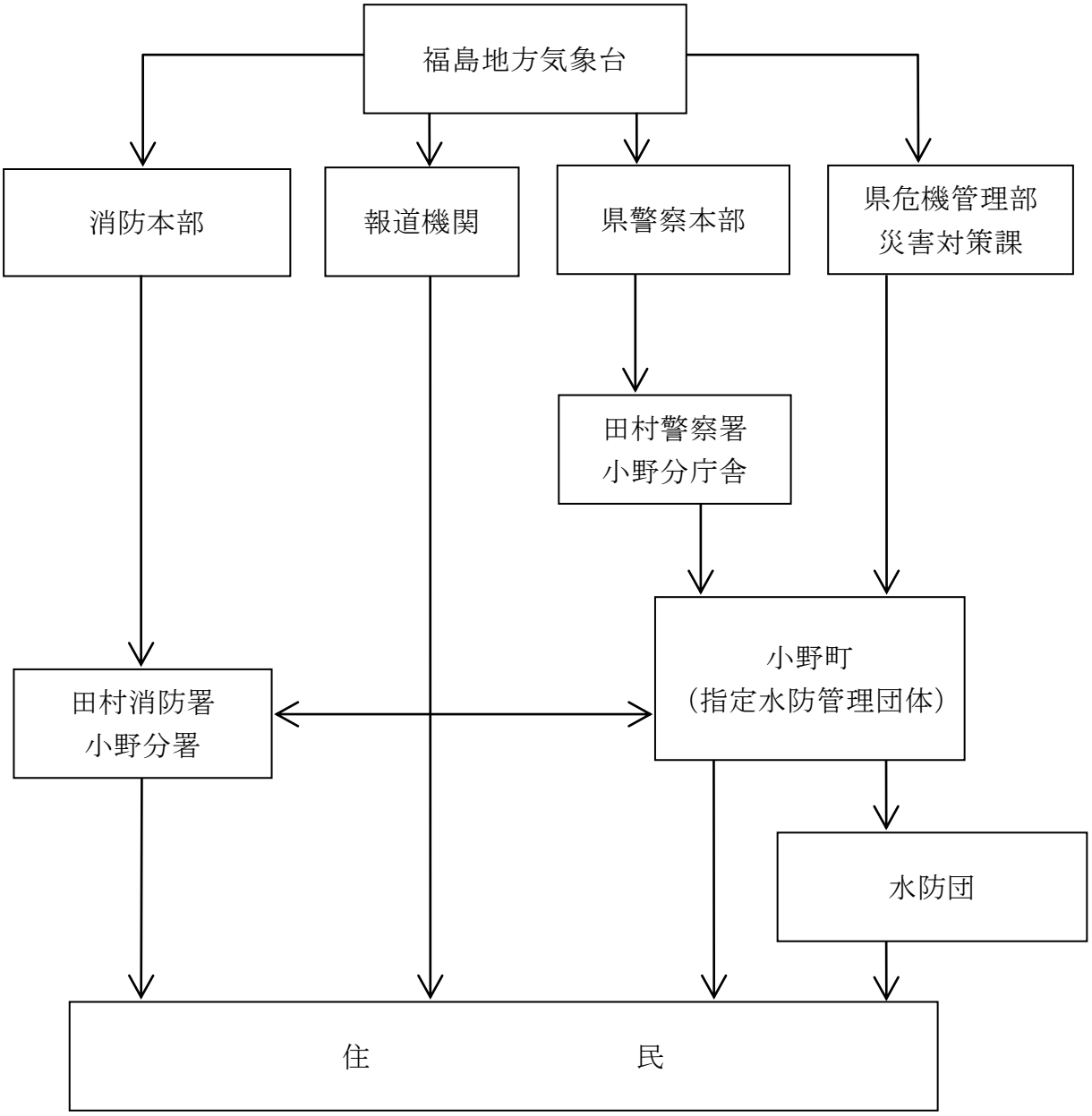

第7　水防活動

1　水防巡視

(1)　水防管理団体、水防団等は、相互の密接な協力のもとに、河川の巡視を実施し水防活動の必要性等の把握に努め、異常等は速やかに地方水防本部へ報告する。水防本部長は、洪水予報の通知を受けたときは、直ちに各河川の水防分団長に対しその通報を通知し、必要団員を河川及び水門、樋門等の巡視を行うよう指示するものとする。

また、河川水位が[第5の1]水位観測所の水防団待機水位又は氾濫注意水位に達したときは、直ちに消防団長に通知するとともに、福島県水防信号規則(昭和24年規則第91号)に定める「水防信号」により周知し、さらに必要な団員を招集し、警戒及び水防活動に当たらせるものとする。

(2)　分団の水防受持区域

河川名	区域		担当分団班長	人員	責任者
	行政区	延長m			
右支夏井川	浮金・吉野辺 飯豊上・下 本町・横町・仲町 荒町・中通・平舘・ 谷津作	13,962	5－1～5 4－1・2・4 1－1・3 2－1～4	136	第5分団長 第4分団長 第1分団長 第2分団長
夏井川	夏井 南田原井		6－1～3	39	第6分団長
大倉川	反町・大八 中通	1,270	1－4・5 2－2	29	第1分団長 第2分団長
黒森川	菖蒲谷 小野赤沼	5,920	3－1・2	19	第3分団長
車川	小野山神 皮籠石 本町	5,760	3－4・5 1－1	30	第3分団長 第1分団長
十石川	雁股田 塩庭一区 夏井	5,300	3－3 7－1 6－1・2	51	第3分団長 第7分団長 第6分団長
九生滝川	上羽出庭 塩庭二区 南田原井 夏井	5,500	7－3 7－2 6－3 6－1・2	62	第7分団長 第6分団長

水防団長は、必要に応じ分団の水防区域を変更し、他の分団の水防作業を応援させる。

(3) 各分団長は、洪水予報の通知を受けたときは、随時河川、堤防を巡視し、量水標による水位の変化と水門の状況などを水防管理者に報告するものとする。

なお、水位が氾濫注意水位に達したときは水防信号の第1信号により地域住民に周知するものとする。

(4) 各分団長は、河川の水位が氾濫注意水位に達したときは、常時河川堤防を巡視し、洪水のおそれを察知したときは、直ちにその状況を水防管理者に報告するとともに第2信号を吹鳴し、団員を招集し水防活動にあたらせ、その旨を水防管理者に報告するものとする。

(5) 各分団長は、堤防の決壊又はこれに準ずべき事態が発生し、水防のため地域内住民の出動を求める必要があるときは、直ちに第3信号を吹鳴し、その旨を水防管理者に報告するものとする。

(6) 各分団長は、洪水の危機が切迫し、直ちに地域内住民の避難立ち退きを必要と認めたときは第4信号を吹鳴し、安全な場所に避難誘導を開始するとともに、その旨を水防管理者に報告するものとする。

水防信号

信号の種類	発するとき	措置事項
第1信号	河川水位が危険水位に達したとき	一般住民に周知するとともに必要な団員を招集し、河川の警戒に当たる。
第2信号	各分団長より洪水の恐れがある旨の報告があったとき	各分団員を招集するとともに、水防活動に必要な資器材を現場に輸送する。
第3信号	堤防が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生したとき	各分団員のほか、必要により一般町民出動を求める。
第4信号	洪水が著しく切迫し、区域内の住民を避難させる必要があると認められたとき	田村警察署小野分庁舎に通報し、一般町民を避難現場に誘導する。

信号の種類	警鐘信号	サイレン信号(余韻防止符)
第1信号	○休止○休止○休止	約5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○ －休止 ○ －休止 ○ －休止
第2信号	○－○－○ ○－○－○	約5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○－休止 ○－休止 ○－休止
第3信号	○－○－○－○ ○－○－○－○	約10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○－ 休止 ○－ 休止 ○－ 休止
第4信号	乱打	約1分 5秒 1分 ○－休止 ○－

備考 1. 信号は適宜の時間継続すること。

2. 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。

3. 危険があったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

2 出動及び水防活動

(1) 水防管理者が管下の水防団を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発するものとする。

ア 水防管理者が自らの判断により必要と認めたとき。

イ 所轄河川等が氾濫注意水位に達する等治水上の危険が生じたとき。

ウ その他地方水防本部からの指示があったとき。

(2) 水防法第17条による水防団の活動段階は次のとおりである。

活動段階	活動内容	指令の発せられる時期
・第１段階 待　機	※水防団員の待機等を行うもの。 水防団の連絡員を本部に詰めさせ、水防団長はその後の情勢を把握することに努める。 その他の団員は直ちに次の段階に入れるよう準備する。	概ね水防用気象通報が発せられ、洪水が予想される場合。
・第２段階 準　備	※水防活動の準備を通知するもの。 水防団長は所定の詰所に集合し、水防資機材の整備・点検、作業員の配備計画に当たる。 また、ダム・水門等水防上重要な工作物のある箇所及び堤防の巡視等に一部の団員を出動させる。	概ね河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり、水防活動の必要が予想されるとき。
・第３段階 出　動	※水防団の活動を通知するもの。 水防団員は、所定の詰所に集合し、警戒及び水防活動に当たる。	概ね河川の水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、水防活動の必要が予想されるとき。
・第４段階 解　除	※水防活動の終了を通知するもの。 人員を確認し、水防活動の内容を水防管理者に報告の上、解散する。	概ね水防警報等が解除され、かつ河川が氾濫注意水位以下になる等水防上の危険が解消されたとき。

(3) 水防活動の留意点

ア 水防団員は、出動前には家事を整理し、出動した後は部署を遵守すること。

イ 作業中は上司の命令に従い、団体行動をとり、常に所在を明らかにすること。

ウ 命令及び情報の伝達は特に迅速、正確及び慎重を期し、私語を慎しみ、「ろう水」「破堤」等の想像による言葉などでみだりに人心を動揺させてはならない。

エ 洪水時において堤防に異常が起る時期は、滞水時間にもよるが、概ね水位が最大のとき、又はその前後である。しかし、法崩れ、陥没等は減水時に生ずる場合が多いので、洪水の最盛期を過ぎても十分減水するまで厳重に警戒する。

オ 地震後の水防活動においては、堤防の漏水、沈下の状況に特に留意するものとし、河川の水位に応じ被害の拡大を防止すべく適切な措置をとるものとする。

3　水防通報及び避難場所

(1)　決壊等の通報

堤防が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生した場合には、当該水防管理者は水防法第25条の規定により、直ちにその旨を所轄の建設事務所・土木事務所及びはん濫が予測される方向の隣接水防管理団体に通報するものとする。通報を受けた建設事務所及び土木事務所はこれを水防本部、警察署その他必要な機関に連絡するものとする。

(2)　避難のための立退き

知事又は水防管理団体は、氾濫により著しい危険が切迫していると認められたときは、必要と認める区域の居住者に対し水防法第29条の規定による立退き又はその準備を指示することができる。なお、水防管理団体が指示する場合はその旨を所轄警察署長に通知するものとする。

(3)　避難場所

河川名	行政区	避難場所
右支夏井川	本町・荒町(右岸側)・谷津作(右岸側)・飯豊上・飯豊下	B&G 海洋センター・町民体育館
	横町・仲町・荒町(左岸側)・中通・平舘・谷津作(左岸側)	多目的研修集会施設
	吉野辺	吉野辺集落センター
	浮金	浮金集落センター
夏井川	夏井	夏井多目的集会施設
	南田原井	塩庭多目的研修集会施設
大倉川	反町・大八・中通	多目的研修集会施設
黒森川	小野赤沼・菖蒲谷	B&G 海洋センター・町民体育館
車川	本町・皮籠石	B&G 海洋センター・町民体育館
	小野山神	小野山神ふれあい館
十石川	雁股田	B&G 海洋センター・町民体育館
	夏井	夏井多目的集会施設
	塩庭一区	塩庭多目的研修集会施設
九生滝川	夏井	夏井多目的集会施設
	南田原井	塩庭多目的研修集会施設
	塩庭二区	塩庭二区多目的集会施設
	上羽出庭	上羽出庭地区農村研修センター

※右支夏井川上流から下流を見て「右側を右岸側」、「左側を左岸側」とする。

4 水防解除

水位が氾濫注意水位以下に減じ、水防本部長が水防警戒の必要がないと認められたとき。

5 水防活動の報告

(1) 各分団長は、水防活動終了後2日以内に別記様式により水防本部長に報告しなければならない。

(2) 水防管理者は所轄建設事務所経由で知事に水防活動を報告するものとする。

第8　水防演習

水防法第32条の2に基づき毎年消防団等による水防訓練を行うものとする。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から全体演習は中止する。

各機関において新型コロナウイルス感染に留意しつつ水防訓練を行うものとする。

小野町水防協議会委員名簿

任期:平成31年4月1日～令和3年3月31日　　(敬称略)

番号	役職	職名	氏名
1	会長	小野町長	大和田 昭
2	委員	小野町議会議長	田村弘文
3	委員	小野町議会総務文教常任委員長	水野正廣
4	委員	小野町行政区長会会長 (自主防災会長代表)	先﨑文男
5	委員	田村警察署小野分庁舎所長	平子 誠
6	委員	田村消防署小野分署長	小田吉伸
7	委員	三春土木事務所長	瓦吹 肇
8	委員	小野町建業会長	高橋宗彦
9	委員	小野町消防団長	渡邊一雄
10	委員	小野町消防団副団長	須藤昭雄
11	委員	小野町消防団副団長	横田 巧
12	委員	小野町消防団訓練分団長	吉田重成
13	委員	小野町消防団訓練分団長	吉田 覚
14	委員	小野町消防団訓練分団長	先﨑宏之
15	委員	小野町副町長	阿部京一
16	委員	小野町教育長	西牧裕司
17	委員	小野町役場総務課長	吉田浩祥
18	委員	小野町役場企画政策課長	吉田吉広
19	委員	小野町役場産業振興課長	郡司 功
20	委員	小野町役場地域整備課長	遠藤靖次

※令和2年4月1日現在

小野町水防協議会設置条例

昭和 33 年 3 月 19 日
条例第 5 号

第1条　水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 34 条第 1 項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。

第2条　協議会は、小野町水防協議会と称する。

第3条　協議会は、次の事項を掌る。

水防計画、その他水防に関し重要な事項を調査並びに審議する。また水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

第4条　協議会は、会長 1 人、委員 20 人以内で組織する。

第5条　会長は、管理団体の水防管理者をもって充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから水防管理者が命じまた委嘱する。

第6条　委員の任期は、2 年とし再任を妨げない。ただし、補充委員にあっては前任者の残任期間とする。

第7条　協議会の招集は、水防管理者(町長)が必要と認めたときにこれを招集する。また委員の 3 分の 1 以上の要求があれば水防管理者(町長)は、招集しなければならない。

第8条　協議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。ただし同一事件について再度招集してもなお、半数に達しないときは、この限りでない。

第9条　協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

第10条　協議会に書記をおく。書記は，町長が任免し水防管理者の命をうけ庶務に従事する。

第11条　この条例に定めるほか必要な事項は、別に規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成 12 年条例第 2 号)抄

(施行期日)

1　この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 24 年 3 月 16 日条例第 16 号)

この条例は、公布の日から施行する。